**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

新潟県五泉市愛宕甲二九二九番地一

社団法人村松観光開発協会

代表清算人　茂野　紘一

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十四年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

島根県松江市西津田一丁目九番五〇号

社団法人島根県鐵工会

代表清算人　藤原　善夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年六月二十六日開催の第五十二回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

山口県光市光ケ丘三番一七号

職業訓練法人周南コンピュータ・カレッジ

代表清算人　市川　熙

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十四年八月三日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

熊本県熊本市辛島町四―三五番地

上益城郡嘉島町同尻土地区画整理組合

清算人代表　石坂　隆一

**解散公告（第二回）**

当社は、平成十五年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

東京都新宿区北新宿一丁目八番一〇号

有限会社柏木富編

清算人　志村　俊彦

**解散公告（第二回）**

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

東京都世田谷区東玉川二丁目三四番一八号

株式会社綜合投資

代表清算人　中原　清敏

**解散公告（第二回）**

当社は、平成十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

神奈川県藤沢市南藤沢二〇番一〇号

株式会社タヒチ

清算人　志村　俊彦

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十四年七月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

常滑金山土地区画整理組合

清算人代表　竹内喜陽雄

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階おもてまち法律事務所内

社団法人林原共済会

清算人　加瀬野忠吉

**配当公告**

北海道苫小牧市字錦岡四八二番地の二

破産者　岸本　勝保

右の者に対する札幌地方裁判所苫小牧支部平成二十三年（フ）第二二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七、九六四、七九三、五二八円

一、配当をすることができる金額

金七、〇〇〇、五九五円

平成二十四年八月二十三日

札幌市中央区大通西一四丁目北日本南大通ビル六階

破産管財人　中嶋　恭介

**相続債権者への請求申出の催告**

本籍山形県酒田市中町一丁目三番地、最後の住所山形県酒田市宮野浦三丁目二〇番一号

芙蓉荘

被相続人　亡　須藤美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　加藤　栄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県鶴岡市本町二丁目六番地、最後の住所山形県鶴岡市本町二丁目六番一七号

被相続人　亡　冨樫　健吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十三日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　加藤　栄

## 第６期決算公告

平成24年8月23日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

**国家公務員共済組合連合会第３回ＣＬＯシニア特定目的会社**

取締役　粟国　正樹

**貸借対照表の要旨**

（平成24年４月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 特定資産 | 30,500,000 | 流動負債 | 10,301,239 |
| その他の資産 | 300,454 | 固定負債 | 20,500,000 |
| | | 負債合計 | 30,801,239 |
| | | 社員資本金 | △785 |
| | | 資本剰余金 | 10 |
| | | | △795 |
| | | 純資産合計 | △785 |
| 資産合計 | 30,800,454 | 負債・純資産合計 | 30,800,454 |

**損益計算書の要旨**

（自　平成23年５月１日　至　平成24年４月30日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 720,969 |
| 営業費用 | 720,196 |
| 営業利益 | 773 |
| 営業外収益 | 30 |
| 営業外費用 | 一 |
| 経常利益 | 804 |
| 税引前当期純利益 | 804 |
| 法人税その他の税額 | 70 |
| 当期純利益 | 734 |
| 前期繰越損失 | 1,529 |
| 当期未処理損失 | 795 |

**第71期決算公告**　平成24年８月23日

山形県米沢市丸の内二丁目２番27号

**株式会社後藤組**

代表取締役　後藤　茂之

**貸借対照表の要旨**（平成24年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,480,743 |
| | 固定資産 | 1,107,701 |
| | 繰延資産 | 1,317 |
| | 合計 | 4,589,761 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 725,597 |
| | 固定負債 | 34,860 |
| | 株主資本 | 3,829,304 |
| | 資本金 | 96,850 |
| | 資本剰余金 | 3,807,454 |
| | 利益準備金 | 26,970 |
| | その他利益剰余金 | 3,780,484 |
| | （うち当期純損失） | (71,624) |
| | 自己株式 | △75,000 |
| | 合計 | 4,589,761 |